

平成 21 年 7 月 28 日
大臣官房地方課
農林水産省改革推進室

地方出先機関に対する情報提供の改善策について

1 「地方農政局等に対する情報提供の実態調査」について

- (1) 大臣官房地方課は、迅速かつ的確な地方出先機関と本省との間の意思疎通を図るための前提となる本省からの情報提供の実態について、本年 4 月に地方農政局、北海道農政事務所等に対し、アンケート調査を実施した。
- (2) その結果、地方農政局等より、平成 20 年 4 月～平成 21 年 4 月の間において、本省からの情報提供について、
- ① 情報提供のタイミングが遅かった
 - ② 情報提供の内容が十分でなかった
 - ③ 必要な情報が提供されていないことがあった
- 等により業務に支障が生じた例もあったとの報告がなされたところである。

2 調査結果を踏まえた対応状況

- (1) 1 の調査結果については、大臣官房地方課において主な意見の内容を確認・取りまとめ、6 月 19 日の各局庁庶務課長会議において配布した。
- (2) その後、各部局ごとにどのような改善策を講じているのかについて把握するため、7 月 16 日～21 日までの間に大臣官房地方課及び農林水産省改革推進室が確認調査を行った。その結果、
- ① 既に改善が図られた項目や具体的な改善策の提示があった項目がある一方で、
 - ② 「今後は早い段階からできる限り前広に情報提供をする」、「適時適切かつ前広に情報提供を図っていく」等の姿勢を示す段階にとどまっている例、本省と地方出先機関との間で情報提供に関する認識のズレが生じている例も見受けられた。(調査結果の詳細は、別添参照)

3 今後の対応（案）

本省と地方出先機関の情報共有が十分行われず、その結果として生じる農林水

産省の業務の支障により不利益を被ることになるのは国民の皆様である。このため、各部局・部署は、地方出先機関に対する本省からの情報提供を改善するための以下の取組を行う。

（１）地方出先機関の政策決定プロセスへの参画

本省から地方出先機関に対する迅速かつ十分な情報の提供の素地は、政策目標を達成するため、互いに常日頃から意見や質問のやりとりを行うところに生まれる。このため、本省及び地方出先機関の各部局は、「農林水産省の政策決定プロセスの改善策（仮称）」（案）にあるように、

- ① 本省と地方出先機関が連携して積極的に現場に赴き意見交換を行う
- ② 地方出先機関が国民から伺った意見等の活用を本省の関係部局に積極的に働きかけるとともに、本省は、地方出先機関からの意見等について丁寧に対応し、必要に応じて政策決定プロセスに反映させる
- ③ 本省は、政策を立案するに至った背景や問題点等も含め、担当者間によるテレビ会議等の手法も活用しつつ、政策に関する情報提供をきめ細かく行う等の取組を確実に行う。また、①～③と同様の取組を、政策業務以外の業務についても実施する。

（２）サイドレター等の積極的活用

通達や事務連絡など行政機関における通常の伝達手段だけでは伝えきれない情報（経緯、背景など）については、本省の課長名のサイドレターや解説ペーパーを添付する等の手段を積極的に活用することにより、地方出先機関の担当者の理解を助長する。

（３）改善策の効果の確認等

既に講じられている改善策も含め、迅速かつ十分な情報提供が十分行われているか、今後、「国民視点確認月間」における業務点検や大臣官房地方課が本年４月に行ったのと同様のアンケート調査により、定期的に確認する。また、本省と地方出先機関との間の認識のズレがある場合には、担当者間で早急に連絡を取り合いズレを埋め、必要に応じて改善策を講じる。

（４）地方ホットラインの積極的活用

改善策が得られても、本省において十分実行されない状態が続く場合は、地方出先機関の職員は本省から十分な回答がなかったものと見なし、地方ホットラインを活用することにより、その状態の早期の解消を図る。

(5) その他

職員の担当分野以外の政策分野に関する情報提供については、大臣官房政策課が作成する「政策外交員 F A Q」が省内掲示板等で共有されることにより相当程度改善されたが、引き続き政策外交に係る情報提供の充実を図っていく。